

富士宮市再生可能エネルギーの導入の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、富士宮市環境基本条例（平成15年富士宮市条例第31号）第3条に定める基本理念にのっとり、再生可能エネルギーの導入の推進について、基本方針を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な取組を定めることにより、脱炭素社会の実現を図り、もって持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「再生可能エネルギー」とは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源から得られるエネルギーをいう。

(基本方針)

第3条 再生可能エネルギーが脱炭素社会の実現に必要な地域資源であることに鑑み、その導入については、富士山の景観、豊かな自然環境及び安全安心な生活環境の保全及び形成に配慮しつつ、その地域の地理的及び社会的条件に合わせ、積極的に推進するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）にのっとり、再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本方針にのっとり、自らの事務及び事業を実施するに当たり、再生可能エネルギーの導入に努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本方針にのっとり、日常生活における再生可能エネルギーの導入に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本方針にのっとり、事業活動における再生可能エネルギーの導入に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する再生可能エネルギーの導入の推進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 市長は、再生可能エネルギーの導入の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、基本となる計画を策定するものとする。

(学習の機会の提供等)

第8条 市は、再生可能エネルギーの導入の必要性について、市民及び事業者又はこれらの者が組織する団体（以下「市民等」という。）の理解を深めるため、学習の機会の提供及び知識の普及啓発に努めるものとする。

(活動等の支援)

第9条 市は、市民等が再生可能エネルギーの導入のために行う活動及び事業の支援に努めるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、市民等に対し、再生可能エネルギーの導入の推進に関する情報を積極的に提供するものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。